

Q&A

(品確法および運用指針に係る相談)

更新日: H28年12月27日

項目	質問	回答
2-1(2)d.【適正利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定】	工事において、元請けから下請等に対する適切な支払い等について何か対策はあるか。	具体的な対策はないが、発注者としては適切な積算が必要である。
2-1(2)e.【発注や施工時期等の平準化】	○工期の算定方法について ①平成27年4月17日付け事務連絡「適切な工期の設定および施工時期等の平準化について」の中で、「1. 工事の発注に当たっては、・・・(中略)・・・体制を整えること」と記載されていますが、工期の算定方法のマニュアル的な物はあるのでしょうか。 ②平成27年度土木工事積算資料の第2編河川編第1章1.1「工期算定」のページに、実工期の算定式が記載されておりますが、これは河川工事に限らず、全ての工事に適用されるものと考えてよいでしょうか。 ③国土交通省発注の工事では、工期算定に当たり、「施工必要日数」の算定をどのように行っておられるのでしょうか。 積算資料に記載のように、個々の工事ごとにネットワーク工程表を作成するのが理想と考えますが、本県の工事ではすべてにおいて徹底できていないように思われます。	①現在のところ工期算定のマニュアルはありません。 ②平成27年度土木工事積算資料の第2編河川編第1章1.1「工期算定」の項は、河川工事のみに適用されます。 ③基本的には個々の工事ごとに工程表を作成しております。
2-1(3)a.【適切な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等】	予定価格は原則として事後公表とするとあるが、事前公表もありえるということか？原則とはどういうことか？	入札前に公表すると、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性があること等の問題があることから、入札の前には公表しないものとする。 なお、地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、事前公表の実施の適否について十分検討した上で、弊害が生じることがないよう取り扱うものとし、弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめを含む適切な対応を行うものとする。
2-1(3)a.【適切な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等】	入札金額の内訳書は全ての入札で提出が必要か？随意契約の場合も提出が必要か？	入札に付す全ての公共工事について、全ての入札参加者に対し内訳書の提出を求める必要があります。 なお、随意契約は入札ではないので必要ありません。
2-1(3)a.【適切な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等】	入札金額の内訳書はどの項目まで提出する必要があるか？	明確な定めはないが、中部地方整備局では数量総括表と同じ項目を提出してもらっている。
2-1(3)a.【適切な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等】	緊急随契においても入札金額の内訳書の提出が必要か？	内訳書を提出させる目的は、不良・不適格業者の参入を排除するためであり、随意契約では、あらかじめ発注者が不良・不適格業者を排除したうえで業者を選定するため、内訳書を提出させる必要はありません。
2-1(3)a.【適切な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等】	内訳書の提出の対象に、「業務」は含まれるのか？	入札金額の内訳書の提出は、入札を行う工事を対象としており、業務は含まれません。

Q&A

(品確法および運用指針に係る相談)

更新日：H28年12月27日

項目	質問	回答
2-1(3)d.【入札不調・不 落時の見積りの活用等】	入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することとは具体的にどうということか？	地域や工種によっては、資材価格等の高騰や落札率の低下により収益性の低い工事への参加を手控えるなど、建設業者の応札行動が変化していることや、市場動向、施工条件・現場条件が多様化していることにより、標準積算では対応が困難となる場合があるため、不調不落になった場合に、入札金額の内訳書で発注者の金額と大きく乖離している部分について見積りを徴収し、妥当性を確認しつつ活用することにより、積算内容を見直す方法がある。
2-1(4)b.【工事中の施工 状況の確認等】	施工体制台帳の記載について ○元請 A社B社共同企業体、代表企業 A社、構成企業 B社の場合 ①契約営業所欄及び健康保険等の加入状況欄に、下請契約を行った事業所の名称等を記述しますが、下請契約をJV代表会社A社が行った場合は、A社の名称等を記載すればよろしいでしょうか。 ②下請者が一人親方や日雇いを使用する場合、一人親方や日雇いと下請負契約を結ぶべきでしょうか。 ○下請者と、主任技術者(下請者の役員)が異なる健康保険に加入している場合 ③一次下請者が直接施工する場合は、健康保険等の加入状況欄に記載するのは、会社の社保加入状況でよろしいでしょうか。 ④一次下請者は請け負った工事を監理し、実施工は再下請した会社が行う場合、健康保険等の加入状況欄に記載するのは、主任技術者の社保加入状況を記載すればよろしいでしょうか。	①ご質問のとおりです。下請契約を行った会社の名称を記載して下さい。 ②下請者が目的物を製作するのであれば下請契約は必要です。日雇いの方の場合は、労務のみの提供と思われますので、下請契約は必要がないと思われます。 ③一次下請者の会社の加入状況を記載して下さい。 ④あくまでも、下請契約を行った会社の社会保険加入状況の記載をして下さい。
2-1(4)b.【工事中の施工 状況の確認等】	施工体制台帳の記載について、建設業法第24条の7第1項で施工体制台帳の作成は元請けと契約を結ぶ一次下請のみで、第2項では二次下請以下は通知のみと解釈もできるが如何か。	建設業法第24条の7第1項及び第2項の下請負人は、作成建設業者と直接下請契約を締結した請負人に限られず、二次、三次下請等を含め、当該建設工事の施工に携わる全ての下請負人を指します。

Q & A

(品確法および運用指針に関する相談)

更新日：H28年12月27日

項目	質問	回答
2-1(4)c.【施工現場における労働環境の改善】	1次下請約款7条2項に記載の30百万円以上で加入を義務化について4月から記載が変わるのか？ →4月から記載が無くなるのか？無くならないならばその解釈を教えてください。	「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正を受け、平成27年4月1日以降に契約を締結する全ての公共工事において元請業者による施工体制台帳の作成と発注者への提出が義務化をされましたので。直轄では以下の2つの対策の実施を予定しています。 ①建設業担当部局への通報の対象範囲の拡大 4月1日以降、下請金額の総額にかかわらず全ての工事において施工体制台帳を通じて、社会保険等未加入の事実を確認した場合、建設業担当部局に通報 ②元請業者と社会保険等未加入業者との一次下請契約締結の禁止の範囲の拡大 下請金額の総額にかかわらず、周知期間を考慮して、平成27年8月1日以降に入札公告等を行う全ての工事において、元請業者の社会保険等未加入業者との一次下請契約締結の禁止 以上により、工事契約請負約款第7条の2(受注者の契約の相手方となる下請負人の検討保険等加入義務等)は、平成27年8月1日以降に入札公告等を開始する工事から、記載が変わることとなります。
2-1(4)c.【施工現場における労働環境の改善】	2次下請以下が未加入であった場合の通報先は？ →県許可と国許可と異なると思うが、具体的通報先を確認したい。	許可権者に通報します。大臣許可ならば、本店を管轄する地方整備局の建設業担当部局へ、県知事許可ならば当該県の建設業担当部局へ通報を行うこととなります。
2-1(4)c.【施工現場における労働環境の改善】	元請け、一次下請けが未加入の場合通報義務は無いのか。	4月1日以降、下請金額の総額にかかわらず全ての工事において施工体制台帳を通じて、社会保険等未加入の事実を確認した場合、建設業担当部局に通報することとしています。なお、直轄の場合、平成27・28年度の競争参加資格申請時に社会保険等未加入業者は申請を受け付けないこととしており、社会保険等未加入業者は、入札に参加することができません。

Q&A

(品確法および運用指針に係る相談)

更新日：H28年12月27日

項目	質問	回答
2-1(4)c.【施工現場における労働環境の改善】	現状は再下請確認書等の提出・提示を求めているが、確認方法としてどのようにしていけば良いか また、二次下請け以下も発注者として調べる必要があるのか	4月1日以降に契約を締結する全ての公共工事において元請企業による施工体制台帳の作成と発注者への提出が義務化されます。 施工体制台帳に記載すべき下請負人の範囲は、一次下請だけでなく二次下請、三次下請等も記載の対象となります。二次下請契約を行う場合は、一次下請企業は二次下請企業に関する再下請負通知書を作成するとともに、二次下請企業との契約書の写しを添付しなければなりません。二次下請業者が三次下請契約を行う場合も同様となります。施工体制台帳は、再下請通知の記載事項と添付資料も含まれます。再下請負通知書には「社会保険等の加入状況」欄が設けられていますので、施工体制台帳確認時にその欄を確認します。 施工体制台帳を通じて、全ての建設業許可を受けた建設業者に対し確認を行い、社会保険等未加入の事実を確認した場合は、建設業担当部局へ通報を行います。
2-1(4)d.【受注者との情報共有や協議の迅速化等】	中部地整で行われている現場推進会議について、誰が要請し、費用はどうしているのか。また設計者とは設計コンサルタントのことか。	現場推進会議は設計者、施工者、発注者で開催し、誰の要請でも良いこととされている。 費用については発注者が負担し、工事で計上することとしている。 設計者とは設計したコンサルタント等である。
2-1(5)b.【完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価】	完成後一定期間を経過した後の評価について、具体的な取組はあるか。	直轄で、長期保障として数年後の性能指標を設けている工事を試行しているが、現状で具体的な取組は示されていない。今後、具体的な取組が示されると考えている。
2-2(1)a.【発注者自らの体制の整備】	何をもって発注者の体制が十分と判断すればよいのか。	明確な指標はないため個々の判断による。
2-2(2)a.【工事成績データの共有化・相互活用等】	運用指針の解説資料2. (2)発注者間の連携強化（工事成績データの共有化・相互活用等）にて、「工事成績評価については、評価結果の発注者間の相互利用を促進するため・・・評価項目、評価方法の標準化を進める。」とあるが、どのような動きになるのか。	各発注者間の連携により評価項目、評価方法の標準化を進めるため、平成26年度に都道府県等の工事成績評価の実態把握を行ったところである。 現在、標準化の方法等の詳細について検討しているところである。
3-1(1) 契約方式の選択	契約方式でECI方式が示されておりますが、自治体の判断で運用してもよいのか？	地方自治法等の関係法令に則り、各自治体の判断による運用が可能と考えられます。なお、国内では適用事例が限られるため、適用に当たっては、国土交通省において策定・公表予定の「公共工事の入札契約方式の適用ガイドライン」等を適宜参照してください。

Q&A

(品確法および運用指針に係る相談)

更新日：H28年12月27日

項目	質問	回答
3-1(1) 契約方式の選択	運動施設の整備にあたって、社会資本総合交付金を活用させていただこうと思っておりますが、ECl方式を活用しても支障はないのか？	社会資本総合交付金の活用において、適用する入札契約方式により、補助の要件が変わるものではありません。 なお、交付決定通知に記載のとおり、事業の実施にあたっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)に則り、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質を確保していただきますようお願いします。
4 その他	品確法運用指針に基づく発注関係事務の運用開始が4月1日からと説明があったが、市町も対応することになるのか。	平成27年4月1日からの運用は、発注機関全てに関わるものとなっております。 自治体によって時間的な差は出るかと思いますが、発注関係事務の適切な実施に向けての環境整備について努力をしていただきたい。
4 その他	発注関係事務の運用に関する指針の解説資料が膨大なものとなっている。 別途に市町担当者レベルでの説明会等を事務局として予定されていますか。	各県の代表直轄事務所及び中部地整の技術管理課に相談窓口を設置しておりますので、不明な点についてはご相談ください。 まずは「発注関係事務の運用に関する指針」及び「解説資料」をお読みください。
4 その他	緊急随契は品確法、品確法改正に該当するのか。	緊急随契についても、品確法の対象となります。 第三者に対し、「緊急性」、「なぜ特定の業者にしたのか」等の理由等を明確に説明できるようにする必要があります。